

工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十六号)

..... 1

改正案	現行
<p>産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令</p> <p>（認定産業標準作成機関の認定の有効期間）</p> <p>第一条 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二十三条第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（認証機関の登録の有効期間）</p> <p>第二条 法第四十二条第一項の政令で定める期間は、四年とする。</p> <p>（試験事業者の試験所の登録の有効期間）</p> <p>第三条 法第五十九条第一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、四年とする。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第四条 法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項、第三十七条第一項から第六項まで、第三十九条第二項（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第四</p>	<p>工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令</p> <p>（新設）</p> <p>（認証機関の登録の有効期間）</p> <p>第一条 工業標準化法（以下「法」という。）第二十八条第一項の政令で定める期間は、四年とする。</p> <p>（試験事業者の試験所の登録の有効期間）</p> <p>第二条 法第五十九条第一項（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、四年とする。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第三条 法第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十二条、第三十三</p>

十三条第二項、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条並びに第五十四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関に関するものは、その事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、法第五十条、第五十一条、第五十二条及び第五十四条第一項の規定による権限にあつては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで又は第三十三条第一項の認証を受けた者の工場、事業場その他必要な場所（次項において「工場等」という。）の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 (略)

条第一項、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十八条並びに第四十条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関に関するものは、その事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、法第三十六条、第三十七条、第三十八条及び第四十条第一項の規定による権限にあつては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項の認証を受けた者の工場、事業場その他必要な場所（次項において「工場等」という。）の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 (略)